

吸収合併に関する事後開示書面

2024年4月1日

富士電機株式会社

2024年4月1日

川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役社長COO 近藤 史郎



吸収合併に係る事後開示事項

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

当社は、2023年12月21日付で、富士電機ITセンター株式会社（以下、「FITC」といいます）との間で締結した合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、FITCを吸収消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める開示事項は、下記の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年 4月 1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び会社法第789条の規定による手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第784条の2）

該当事項はありませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求等（会社法第785条）

FITCが発行する全株式を当社が所有しているため、該当事項はありませんでした。

(3)新株予約権買取請求（会社法第787条）

FITCは新株予約権を発行していないため、該当事項はありませんでした。

(4)債権者の保護（会社法第789条）

FITCは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年1月31日付の官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期間に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第796条の2）

本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第796条の2柱書ただし書の規定により、当社の株主は吸収合併をやめることを請求することができません。

(2) 反対株主の株式買取請求等（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2024年1月31日付電子公告により株主に対し通知を行いました。

なお、本吸収合併は会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、当社の株主による株式買取請求権は認められていません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2024年1月31日付の官報及び電子公告により、本件吸収合併に係る債権者に対する公告を行いました。異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併による吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、FITCの権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前備置事項

別紙1の通りです。

6. 吸収合併による変更登記をした日

2024年 4月 1日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

(別紙1)

※FITC 事前開示書面一式添付

吸収合併に係る事前開示書面

2023年12月22日

富士電機 I Tセンター株式会社

2023年12月22日

東京都品川区大崎一丁目11番2号
富士電機ITセンター株式会社
代表取締役 春名 章



吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2023年12月21日付取締役会決議により、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、富士電機株式会社（以下、「富士電機」といいます）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます）を行うことを決定し、2023年12月21日付で両社の間で本吸収合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 合併契約書

2023年12月21日付で当社と富士電機の間で締結した合併契約書は、別紙1の通りです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である富士電機は、吸収合併消滅会社である当社の発行済株式全部を所有しているため、吸収合併に際して、株式の発行および金銭等の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

前記2のとおり、合併に際しては株式の発行および金銭等の交付は行いませんので、該当する事項はありません。

4. 新株予約権の対価の相当性に関する事項

該当する事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

(2) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅会社の成立の日における貸借対照表

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

富士電機の最終事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に係る計算書類等は別紙2の通りです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当する事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当する事項はありません。

7. 本吸収合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の富士電機の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の富士電機の収益状況およびキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼす事態は現時点で予測されておりません。

したがって、本吸収合併後の富士電機の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙1)

合併契約書



合併契約書

富士電機株式会社（以下「甲」という）と富士電機 I T センター株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する（以下「本合併」という）。

第2条（商号および住所）

甲および乙の商号および住所は、次の各号に定めるところである。

- ① 甲： 吸収合併存続会社
商号： 富士電機株式会社
住所： 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- ② 乙： 吸収合併消滅会社
商号： 富士電機 I T センター株式会社
住所： 東京都品川区大崎1丁目11番2号

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して、その所有する乙の株式に代わる金銭等（甲の株式および金銭を含む）の交付を行わないものとする。

第4条（甲の資本金および準備金の額）

甲は、本合併により資本金および準備金の額を増加させないものとする。

第5条（合併承認）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲および乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2024年4月1日とする。ただし、手続上の事由その他必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これを承継するものとする。

2 乙は、2023年3月31日から効力発生日に至る間の資産、負債および権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

第8条（従業員の承継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を引き継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、別途甲乙協議の上これを定める。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理を行い、乙から甲に承継する資産、負債および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを実行する。

第10条（変更および解除）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産状態もしくは経営状態に著しい変動を生じたときは、協議の上、本契約を変更または解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づき甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年12月21日

甲 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役会長CEO 北澤 通宏



乙 東京都品川区大崎1丁目11番2号
富士電機 I T センター株式会社
代表取締役社長 春名 章



(別紙2)

富士電機(株)の最終事業年度(2022年4月1日
~2023年3月31日)に係る計算書類等

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	410,701	流動負債	327,473
現金および預金	2,839	買掛金	140,487
受取手形	44,263	短期借入金	38,502
売掛金	161,598	1年内償還予定の社債	15,000
契約資産	55,696	1年内返済予定の長期借入金	36,100
商品および製品	22,199	リース債務	17,240
仕掛品	39,292	未払金	4,732
原材料および貯蔵品	41,149	未払費用	32,152
前渡金	12,639	未払法人税等	7,619
短期貸付金	2,626	契約負債	22,616
未収入金	20,736	預り金	8,716
その他	7,780	製品保証引当金	3,526
貸倒引当金	△121	その他	779
固定資産	383,818	固定負債	138,834
有形固定資産	159,636	社債	20,000
建物	60,089	長期借入金	28,600
構築物	2,225	リース債務	36,612
機械および装置	10,204	退職給付引当金	44,723
車両運搬具	35	資産除去債務	2,019
工具、器具および備品	2,945	その他	6,879
土地	24,163		
リース資産	46,368		
建設仮勘定	13,605		
無形固定資産	8,198	負債合計	466,307
ソフトウェア	5,659	純資産の部	
その他	2,539	株主資本	282,746
投資その他の資産	215,983	資本金	47,586
投資有価証券	86,524	資本剰余金	56,824
関係会社株式	99,272	資本準備金	56,777
出資金	397	その他資本剰余金	47
長期貸付金	507	利益剰余金	185,899
前払年金費用	13,761	利益準備金	11,515
繰延税金資産	12,331	その他利益剰余金	174,384
その他	3,488	繰越利益剰余金	174,384
貸倒引当金	△299	自己株式	△7,563
繰延資産	51	評価・換算差額等	45,517
社債発行費	51	その他有価証券評価差額金	45,275
		繰延ヘッジ損益	241
資産合計	794,571	純資産合計	328,263
		負債純資産合計	794,571

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		639,580
売上原価		493,630
売上総利益		145,950
販売費および一般管理費		114,124
営業利益		31,825
営業外収益		
受取利息および配当金	20,042	
その他	167	20,209
営業外費用		
支払利息	896	
その他	2,007	2,903
経常利益		49,132
特別利益		
固定資産売却益	193	
投資有価証券売却益	8,892	
関係会社株式売却益	2,407	
その他	90	11,583
特別損失		
固定資産処分損	311	
投資有価証券評価損	462	
投資有価証券売却損	300	
関係会社株式評価損	684	
関係会社整理損失引当金繰入額	1,115	
その他	2,262	5,137
税引前当期純利益		55,578
法人税、住民税および事業税	8,918	
法人税等調整額	696	9,615
当期純利益		45,962

株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	47,586	56,777	47	56,824	11,515	144,133	155,648	△7,552	252,506
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				-		△15,711	△15,711		△15,711
当期純利益				-		45,962	45,962		45,962
自己株式の取得				-			-	△10	△10
自己株式の処分			0	0			-	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	30,250	30,250	△10	30,240
当期末残高	47,586	56,777	47	56,824	11,515	174,384	185,899	△7,563	282,746

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	51,061	507	51,568	304,074
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△15,711
当期純利益			-	45,962
自己株式の取得			-	△10
自己株式の処分			-	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△5,785	△265	△6,051	△6,051
事業年度中の変動額合計	△5,785	△265	△6,051	24,188
当期末残高	45,275	241	45,517	328,263

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法により評価しております。
2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 製品および仕掛品
主として個別法または総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。
 - (2) 原材料および貯蔵品
最終仕入原価法により評価しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 製品保証引当金

製品の品質に関する保証費用の支出に備えるため、過去の発生実績および特定案件の発生見込に基づき、今後必要と見込まれる額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財またはサービスの顧客への移転を、当該財またはサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社は、製品の開発、生産、販売、サービスなどにわたる幅広い事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 標準品等の製品の販売

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。（出荷基準の適用）なお、出荷基準を適用しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

(2) 個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。なお、顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

6. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

1. 履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり認識する収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高	77,319百万円
契約資産残高	39,396百万円

(注) 上記の金額は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識した個別受注生産による製品の販売および工事契約による請負、役務の提供（以下、工事契約等）のうち、当事業年度末時点で未完成・未引渡し・未完了の工事契約等を対象として記載しております。（履行義務のすべてを充足した案件は含めておりません。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合に、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識した案件は含めておりません。）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社は、工事契約等については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、工事契約等に対する専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴うため、原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、一般に工事契約等が長期にわたることから、工事契約等の進行途上における契約の変更、材料費や労務費等の変動が生じる場合があり、その場合には、原価総額の見積りが変動することに伴い、進捗度が変動することにより、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

2. 退職給付債務の算定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用残高	13,761百万円
退職給付引当金残高	44,723百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社では確定給付制度を採用しております。確定給付制度の退職給付債務は割引率および年金数理計算上の基礎率(死亡率、退職率、昇給率等)に基づき、給付算定式基準によって見積もっております。

②主要な仮定

当社では、主要な仮定である割引率について、高格付けの社債利回りに基づくイールドカーブ等価アプローチにより算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

退職給付債務の算出に用いる割引率に見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類における前払年金費用および退職給付引当金の金額に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 233,472百万円

2. 偶発債務

金融機関からの借入等に対する債務保証

富士タスコ社	2,630百万円
富士電機インドネシア社	1,561百万円
FUJI ELECTRIC (THAILAND) 社	1,341百万円
Reliable Turbine Services LLC	916百万円
上海電気富士電機電気技術(無錫)社	873百万円
アジア自販機オペレーション社	602百万円
Fuji SMBE Harwal Pty. Ltd.	263百万円
株式会社北海道サラダパプリカ	257百万円
富士グリーンパワー(株)	226百万円
その他	156百万円
計	8,831百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	70,354百万円
長期金銭債権	838百万円
短期金銭債務	123,178百万円
長期金銭債務	35,678百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	150,452百万円
仕入高	235,447百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息および配当金	18,328百万円
支払利息、その他	1,084百万円
関係会社株式の売却	2,407百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	6,462,999株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産

退職給付引当金	17,757百万円
投資有価証券	6,060百万円
棚卸資産	4,949百万円
未払従業員賞与	4,648百万円
その他	8,374百万円
繰延税金資産小計	41,790百万円
評価性引当額	△ 8,153百万円
繰延税金資産合計	33,637百万円

(2) 繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	△ 19,964百万円
投資有価証券	△ 1,124百万円
その他	△ 216百万円
繰延税金負債合計	△ 21,305百万円
繰延税金資産（負債）の純額	12,331百万円

2. グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税および地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理ならびに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	富士電機フィアス㈱	所有 直接100%	資金の借入	資金の借入れ (注)	14,628	短期借入金	33,557
			ファクタリング	ファクタリング	58,189	買掛金	24,368
			債権の流動化	債権流動化	—	—	—
			製造設備のリース 役員の兼任	リース取引高	25,898	リース債務	52,471

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 富士電機フィアス㈱からの借入金金利は市場金利を勘案して決定しております。取引金額は、年間取引の純増減額を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,298円22銭
 (2) 1株当たり当期純利益 321円79銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上

原本証明書

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

2023年12月21日

神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
富士電機株式会社
代表取締役社長COO 近藤 史郎

